

## 日本労働年鑑 1951年版(第23集)

The Labour Year Book of Japan 1951

## 第三部 労働政策

## 第二編 政府の労働政策

## 第八章 賃金政策

## 第四節 三原則による賃金の間接統制の具体化と公務員の給与ベース改訂

賃金の間接統制をねらいとした三原則とは次のような内容のものであった。すなわち

- 一、赤字融資の禁止。
- 二、物価改訂は行わない。
- 三、補給金は増額しない。

この三原則が、当面する労働攻勢の中心であった電産、石炭の賃上げに直接対処するものであったことはいままでもない。これによって賃金値上げのための財源は完全にたちきられたかの感があった。しかし三原則は単に賃金の間接統制のみを目的としたものではなく、合理化による企業の自立化を要請するふくみをもつものであった。すなわち各企業は、独立採算制の採用と強化、企業の予算制度の強化と経費節約、原単位の向上、生活給の能率給えのきりかえ、赤字工場、非能率工場の整理等の方向に進むことを余儀なくされたのである。かくして産業界の混乱は非常に大きなものがあったが、この間の事情を日本経済新聞はつぎのように伝えている。

「石炭＝三原則の矢面に立った業種だけに最も打撃が大きい。三原則をめぐる大炭鉱と中小炭鉱との利害関係が完全に対立し、情勢が悪化している。後略。

非鉄金属＝三原則の強化で企業経営は危機に直面している。この部門は石炭に比し能率増産の余地が少く、戦後無理を重ねて今日までこぎつけてきただけに企業余力が少く、賃上げが直ちに経営面に響き採算割れになる。後略」(日経、四八年十一月二二日)

右のように三原則の実施は首切りと賃金にたいする圧迫という二つの面から労働者階級に大きな影響を及ぼした。多くの労働組合が企業整備の具体化に直面し、「首切り三原則」としてこれに全面的に反対した。特に電産、石炭の両組合は三原則の直接の対象であっただけにはげしく抵抗し、賃金交渉は資本家側と基本的に意見の対立したまま結着をみるにいたらなかった。このような情勢において政府の三原則にたいする見解も多少の動揺をみせたことは否定できない。例えば、十一月二六日の参議院商工委員会において大屋商相、塩田労相は戒のように答弁している。

大屋商相「石炭賃金の解決は労資の団体交渉によるべきで政府は介入すべきでないと言われている。財源については三原則との振合いもあるが、万やむを得ない場合は補給金でなければどうにもならないのではないかと思う」。

増田労相「三原則はできるだけ励行してゆくが、個々の企業については幅のある見方が必要だと思う。したがって特に石炭のように現行の生産者価格トン当り二、三八〇円が採算割れしている場合、当面の賃金問題解決には補給金を若干考慮し、物価改訂が許されるならばこれを併せて行う方向で進みたい」(日経、四八年十一月二七日)。

このように補給金の支出によって当面する労働攻勢をきりぬけようと図った政府は、その後関係方面との折衝の結果、こうしたゆき方が困難であることを知り、従来の態度を捨てて三原則にのっとり新しい立場をとることになった。この点について泉山安本、大屋商工、増田労働の三相は次のような共同声明を発表した。

「炭鉱その他における賃金の引上げに関連して赤字融資、財源を伴わない政府補給金の支出および物価改訂を行わないという三原則が明示されていることは周知の通りである。この三原則は現在の財政およびインフレの状況からみて、補給金の支出なり、価格の改訂なりを極力避けようという意味だけでなく、日本経済再建は現下の経済状況においては労資の眞剣な努力による生産の増加および企業能率の最高度の発揮を図ることが、基本であるということの意味しているのである。したがって賃金問題の解決に当ってはまずもって労資がこの事実をはつきり認識し、生産能率の発揮上昇とこれによる収入の増加に向って全幅的な努力を尽されることが必要と考える。これなくして賃金の拾収策として漫然と補給金の支出なり物価改訂なりを行うことは問題の眞の解決にならないことはもちろん、いたずらにインフレ増進、国民負担の増加をもたらすのみであるから、政府としてはこの際労資双方が今回の三原則の意味するところを深く認識せられて、増産による増給ということについてさらに一段の努力を致されんことを切望する。右に述べたような趣旨において労資双方が眞剣な努力を尽された場合においては政府としてもこれに対して必要な援助を惜むものではない」(日経、四八年一月三〇日)。

石炭の三組合はこのような三相の勧告をけて一二月三〇日から第二次ストに入り、石炭鉱業連盟との交渉は依然としてゆきなやみの状態をつずけた。その後総司令部へプラー労働課長の、三原則は絶対に必要であるとの警告が労資双方に行われたにかかわらず、石炭、海員等の労働組合は争議状態をつずけていたが、政府が追加予算の成立を機会にこれら争議の解決に直接のり出そうとした矢先、米国政府がマックアーサー元帥にたいして「日本経済安定の九原則」を指令するにいたって、局面は急速に解決の方向にむかった。すなわち一二月二〇日総司令部は、石炭、電産、海員、繊維の諸組合にたいしてスト中止を勧告し、それにもとずいて各組合はただちに争議解決のための交渉を再開することになった。かくして三原則をめぐるの資本と労働のするどい対立抗争には終止符がうたれ、結果的には、三原則が爾後の賃金政策の確固たる基調となるであろうことを明らかにしたのである。

ところで右にのべた三原則の強行をめぐる石炭、電産等の賃金問題の展開とならんで、それとからみあいながら問題となったのは公務員の給与ベースの改訂であった。すなわち、全通等を中心とした全官公労働組合は、三、七〇〇円ベースを基礎とした予算案にたいし、五、二〇〇円の手取賃金を要求して、激しい闘争を展開した。この闘争は、芦田内閣の予算案の土台骨を大きくゆさぶるものであったが、七月なかばマックアーサー元帥の書簡にもとずいて公務員の争議権は消滅し、その賃金問題の解決は、臨時人事委員会に移管されるにいたった。かくして臨時人事委員会は三、七〇〇円ベースを根本的に検討し、成案を得た上で新給与案を第三国会に提出することになった。

臨時人事委員会は官吏の給与水準を新に算定した結果、六、三〇七円という数字が出たので、これを政府に勧告した。しかるに政府は人事委員会の案は尊重するが、そのままはのめないという態度をとり、政府独自で給与ベースを算定して国会に提出することになった。かくして政府は一二月三日夕刻五、三三〇円と算定された「昭和二三年一月以降の政府職員の俸給に関する法律案」を衆議院に上程するとともに、六、三〇七円ベースの人事委員会案も参考資料として提出することになった。

政府の給与法案の骨子は次の通りである。

一、平均本俸を三、八七五円とする。

一、扶養家族手当は月額妻六〇〇円その他一人につき四〇〇円とする。  
一、級で定めた俸給の最高を超える額を受けていた者は今回の給与改訂によって増額する分を三割二分に止める。

一、一二月以前に新給与に相当する俸給額を受けていた場合は新給与の内払いとみなす。

右の政府案と人事委員会案とはその算出方法において根本的に相違するものであった。もとより〔(本俸十家族手当)×地域加算率十物価手当〕という方式は両者に共通であるが、その計算の過程において政府案は従来の家族手当二五〇円を妻六〇〇円、その他四〇〇円とし、本俸を三割二分増しとすることにより、いわゆる「ふくらまし」として五、三三〇円ベースを算出したのにたいし、委員会案は七月を基準として理論生計費、実際生計費、民間給与との比較などの科学的検討の結果、一、独身者四級一号は、その最低生計費の算出にもとずいて二、四七〇円とする、二、家族手当は生活給から割出して一、二五〇円とする、三、地区差は特地五割、甲地一割をはじき出すということを基礎として、六、三〇七円ベースを算定したのであった。

さて給与案の審議は、国会に政府案と人事委員会案が同時に上程されることによって果然波乱をよんだ。すなわち、社会、民主、国協の野党三派は、基本的に人事委員会案を支持し、それを部分的に修正するという見地から次のような案をとりあえず決定した。すなわち、

一、新給与ベースは六、三〇九円八〇銭。

一、第八条三項二現物給与についてのただし書を加え、予算、法律、規則で定めたものは控除しない。

一、第一五条に一項を加え、教職員については人事院で研究し、必要と認める勧告を内閣と国会に提出する。

一、家族手当は妻、長子六〇〇円、その他四〇〇円、勤務地手当は特地三割、甲地二割、乙地一割の現行通り。

一、勤務時間は一週四〇時間を超えない範囲で定める(ただし休憩時間は加えない)。

以上のような修正案にたいして政府は「野党修正案の新給与六、三〇九円八〇銭ベースは実施期日が不明であり、その期日の如何によっては政府原案より年内手取額はむしろ少くなるのではないか」として原案を固守する態度を示した。野党三派はさらに一五日政府不信任案を上程することに決し、給与審議をめぐる政府、野党の対立は切迫した情勢を生み出したが、一五日夕刻、吉田首相がマックアーサー元帥を訪問して懇談した結果、政府原案を全面的に撤回することになった。一方、野党三派は一五日夜総司令部のフーヴァー公務員制度課長を訪問した結果、新給与案の修正について次のような最後の結論を得た。

一、新給与ベースは六、三〇七円とし、一二月一日から支給する。

一、給与予算額を二六五億円とし、二月分給与は特に調整し、総手取り額は新給与ベースの三〇%引きの四、四一四円九〇銭ベースとし、右の趣旨を規則に明記する。

一、勤務地手当、家族手当は人事院が政府に勧告し、国会が決定する。

なお冒頭に同修正案は人事院の勧告によったものである旨を明記する。

さてさきに原案を撤回することに決した政府は、六、三〇七円ベースを基本的に採用し、しかも予算は修正しないという方針を決めて具体案を作成したが、これは野党の修正案と相当の距りがあったため、野党は依然として反対し、審議はふたたび難関にほうちやくするにいたった。しかし二月二〇日九原則の発表にともない客観情勢が変化し、又政府、与野党各代表が相ついで総司令部を訪問して懇談した結果、急転して解決の運びとなり、二一日の国会において徹宵審議の結果、ついに野党修正案が可決され、ここによやく公務員の新給与ベースは成立をみることになったのである。

---

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1951年版(第23集)【目次】 次のページ→ ■  
日本労働年鑑【総合案内】

---

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)

---